

こうか商工まつり2018出展規定① 【物販飲食部門】

1. 出展資格について

- ①原則として本会会員で甲賀市内において事業を営む商工業者及び関係団体
- ②飲食に関する出展は飲食店又は食品販売を業とする商工会員であること
- ③その他こうか商工まつり実行委員会が認めたもの

2. 出展内容について

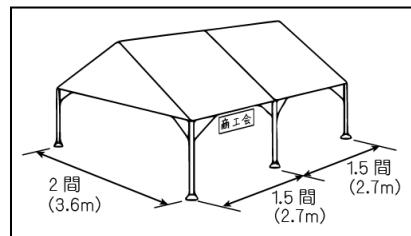
- ◆自事業所の業務内容を著しく逸脱したものでないこと。
- ◆保健所発行「バザー・模擬店をされる方へ」に書かれている模擬店等の衛生ポイントを守り、保健所や係員の指導を遵守すること。
- ◆調理販売においては、「直前加熱」できるもののみ可能です。加熱しない食品は販売できません。また、加熱後冷やすものについても販売できません。
※万が一、指導を無視されたことがあった場合、即時出展停止とさせて頂きます。
- ◆物販を伴わない企業PRを希望される事業所は、体験広場部門をご検討ください。
※詳しくは別紙出展規定②『企業PRコーナー体験広場部門』をご確認ください。

3. 出展区画について

- ◆出展区画は、「区画」単位で原則屋外となります。

- ①屋外1区画 間口2.7m×奥行3.6m（1区画：テント半張）
- ②自動車等での出展申込も可能です。ただし、会場の都合によっては希望に沿えず変更をお願いする場合があります。

《屋外区画イメージ図》
(1区画:半張 2区画:1張り)



4. 出展料について

- ①物販飲食 1区画 7,000円
- ②自動車等での出展で、テントを使わない場合は、車等の出展スペース分を区画面積に換算します。
- ③出展料金に含まれるもの
 - 机 (45cm×180cm) (1区画につき1脚) / ○椅子 (1区画につき2脚)
 - 電気容量1kw (使用電気については事前申請が必要です。)
 - 展示社名板
- ④追加料金：机1脚800円、椅子1脚250円、電気1kw毎に3,000円
- ※出展者会議（9月18日）にて、『出展料』及び必要な方は『追加料金』を徴収させて頂きます。また出展者会議以降の変更・追加による追加料金に関しては、商工まつり（10月21日）までに甲賀市商工会までお納めください。

5. 出展申込受付と区画配置について

- ◆出展申込書を主催者で確認し、趣旨にそぐわない等と判断した場合はお断りすることがあります。
- ◆区画配置については、基本的には出展者会議にて抽選で決定します。ただ、出展分野・規模・内容、会場構成などを勘案して主催者で一部は決定させて頂くことがあります。
- ◆出展申込受付後の区画を主催者の承諾なしに譲渡、貸与することはできません。
- ◆申込多数の場合は、主催者で厳正な審査を行い、出展者を決定致します。

6. 出展者会議について

9月18日（火）午後3時より、甲南第一地域市民センター（甲賀市甲南町野田810）にて行います。**出展者の方は必ずご出席下さい。**会議当日（9月18日）に、『出展料』及び必要な方は『追加料金』を徴収させて頂きますので、ご持参下さい。また欠席された場合は、その後の要望・苦情等には一切お答え出来かねますので、ご理解下さい。

7. 事前の届出について

- ◆衛生法上に関するもの及び消防法上に関するもの

※上記に関する保健所・消防署へは主催者がまとめて事前に届出しますので、申込書には必ず記載漏れなく記入をお願い致します。

8. 出展の変更・取り消しについて

- ◆出展申込受付後の変更・取消しについては、必ず事務局までご連絡下さい。
- ◆出展申込書に虚偽の記載が認められた場合や、出展規定に違反した場合には出展を取り消す場合があります。

9. 出展における禁止事項・注意事項について

- ◆区画をはみ出し行為や指定された場所以外でのPR・販売活動。
- ◆主催者や他の出展者・お客様の迷惑になる行為（音響や異臭などを含む）。
- ◆物販飲食の出展者は、下部は耐水性のシート等で養生していただき、油・熱等で会場の地面をよごさないようお願いします。
- ◆各出展者で出たゴミは責任をもってお持ち帰り下さい。会場に置いて帰ったり、会場内のゴミ箱やコンテナに入れたりしないで下さい。
- ◆食品衛生法および食品営業類似行為指導基準を遵守し、衛生法の安全について万全を期すこと。
- ◆未成年や運転される方へのアルコールの販売。
- ◆喫煙は会場指定の喫煙所のみでお願いします。
- ◆出展現場責任者・スタッフ全員が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。また、暴力団・反社会的勢力に金品等を提供しないこと。
- ◆主催者及び会場管理者、警察官、消防署員等の指示に従うこと。

10. 補償について

出展者が会場の備品・設備および、人身などに損害を与えた場合、その補償は出展者の責任となります。

11. 出展者物の管理と免責について

主催者は出展区画内での事故、出展物の損害・盗難等に関する責任は負いません。出展者は必要に応じて損害保険にご加入ください。

12. その他

- ◆搬入搬出時間、搬入経路を守り、また車は所定の出展者駐車場に置いてください。
- ◆火気（電気機器を含む）を取り扱う出展者は、必ず**『消火器』を準備しご持参下さい。**
- ◆商工まつりの中止、出展の中止・中止など、いかなる理由であっても主催者は、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。
- ◆展示構成、サービス等について内容を変更する場合があります。
- ◆主催者は出展の円滑な管理を進めるため、本規定以外にも補足的な規定を設ける場合があります。

※本書面は、こうか商工まつり実行委員会により定めた「出展規定」です。

部門ごとに申込書が違いますのでお間違いにご注意ください